



消費生活だより



今回の
トラブル

退去時の高額な 原状回復費用トラブル

～賃貸住宅の退去時に高額な原状回復費用を請求された事例について～



事例

4年間住んだ家賃5万円のアパートを退去した。しかし退去後、管理会社から、壁のクロス張替代やハウスクリーニング代、エアコンクリーニング代など、約15万円の高額な原状回復費用を請求された。喫煙したりペットを飼ったりはしておらず、壁のクロスも傷をつけたり汚したりはしていなかった。ある程度の費用は仕方ないが、綺麗に使用していたのに高額な原状回復費用を請求されることに納得がいかない。



POINT



- ★契約書内の特約に退去時に関する費用が記載されている場合があります。契約の際には、契約書の内容をしっかりと確認し、納得してから契約するようにしましょう。
- ★納得ができない費用を請求された場合、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を確認し、貸主に説明を求め、話し合きましょう。
- ★退去時だけでなく、入居時も部屋の状態を確認し、写真等を撮り記録に残しておきましょう。特に、自分でつけていない傷が入居段階であった場合は、すぐに管理会社に報告しましょう。
- ★困った際は無料の法律相談などにもご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109
(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

